

プラスチック回収モデル事業について

令和 5 年 11 月
福岡市環境局

プラスチック回収モデル事業について

■ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

- ▶ プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための法律。
- ▶ 市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に努めることとされている。

【福岡市の取組み】

■ プラスチック製品回収モデル事業（拠点回収） (令和4年5月～)

- ▶ 区役所などの資源物回収ボックスでプラスチック製品を回収。
- ▶ リサイクル体制の構築に向けた課題を検証するため、まずは全国的にも回収・再商品化の実績がないプラスチック製品について、回収における課題やリサイクル効果などについて検証。

『プラスチック製品回収モデル事業』にご協力ください

ご家庭で不要となったプラスチック製品のリサイクルについて検証するため、プラスチック製品の回収モデル事業を実施しています。

※家庭ごみの出し方は変わっていません。これまでどおり、プラスチックを燃えるごみとして出すこともできます。可能な範囲でモデル事業にご協力ください。

回収するプラスチック製品
10月1日から対象を拡大します。
●プラスチックのみでできているもの
(金属やゴム、電池などが含まれていないもの)
●一辺の長さが50cm未満のもの

台所用品
風呂用品
・食器
・食品保存容器
・おけ、洗面器
・風呂いす
など

収納用品
・書籍ケース、
レターケース
・衣類ケース
・かご
・ハンガー
など

清掃用品等
・ごみ箱
・バケツ
・じょうろ
・プランター
など

文房具等
・クリアファイル
・下敷き
・定規
・おもちゃ
など

上記以外にも、プラスチックのみの製品で50cm未満であれば対象です。

❌ 汚れたもの
❌ 破れがひどいもの
❌ 会社や商店など事業所から出されたもの
❌ プラスチック製の容器包装
(プラマー、が付いているもの)
・シャンプーなどのボトル
・ラップなどのカップ
・歯パック
・マイコンなどのチューブ
・お菓子などの箱
・ラベル、キャップ など
❌ 電気・電池で動くもの
・リモコン、電卓
・ハンディファン
・加湿器など

回収場所・受付期間等
●場所 / 市はか所の公設施設の資源物回収ボックス
◇東・福岡・早良・西区役所、
西部・入部出張所
◇博多・南市民センター
◇中央体育館
●期間 / 令和5年3月31日まで
(12月29日～1月3日は休み)
●時間 / 午前9時～午後5時

『プラスチック製品回収モデル事業』に関するお問い合わせ
福岡市環境局 計画課
☎092-711-4308
📠733-5907



■ プラスチック分別収集モデル事業（戸別収集） (令和5年6月～8月)

- ▶ 市内の一部地域を対象に、プラスチックの分別収集を実施。
- ▶ プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収した場合の収集運搬における課題やリサイクル効果等について検証。

プラスチックごみ
分別収集
モデル事業を実施します

プラスチックごみのリサイクルについて検証するため、プラスチックごみを分別して収集するモデル事業を実施します。みなさまのご協力をお願いします。

令和5年6月～8月の3か月間
実施期間 6月16日、6月30日、
7月 毎週金曜日、8月 毎週金曜日
9月1日

●プラスチックのみで、できているもの
●一辺の長さが50cm未満のもの
プラスチック製の容器や包装も対象となります。

対象となるプラスチックごみ

❌ 金属やゴムなどプラスチック以外の素材が含まれているもの
❌ 電気や電池で動くもの
リモコン、電卓、ハンディファン、加湿器など
❌ 汚れたもの
❌ 破れがひどいもの
❌ 一辺の長さが50cm以上のもの

プラスチックごみの出し方
対象のプラスチックごみを分別し、市から送付されたステッカーが貼られた袋に入れて出してください。

詳しくは中面をご覧ください

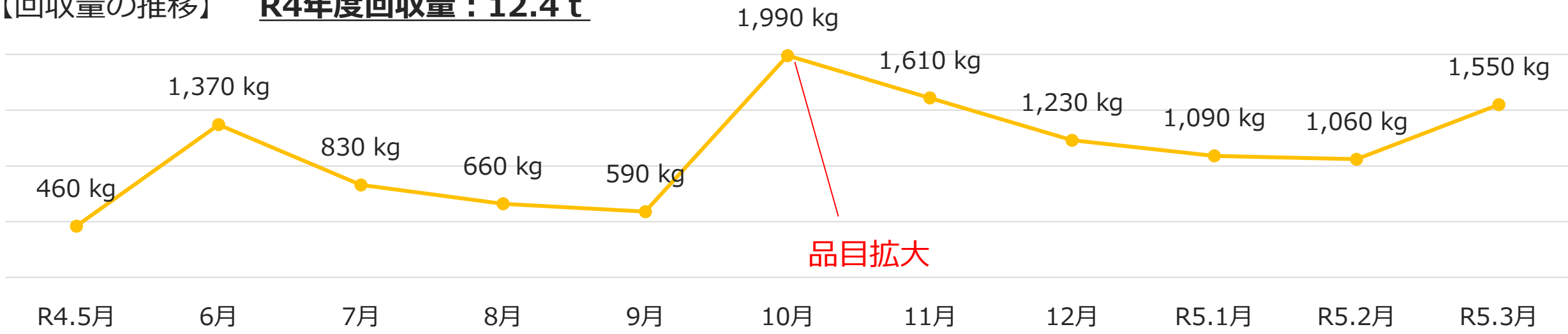


プラスチック製品回収モデル事業について

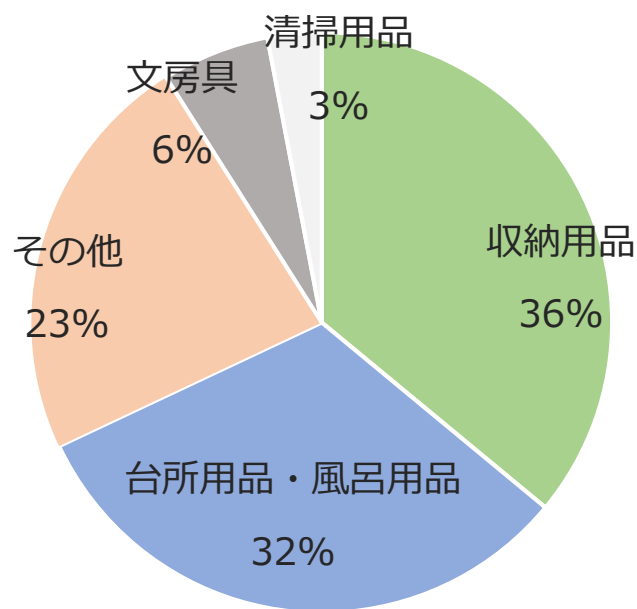
■ プラスチック製品回収モデル事業（拠点回収）

- ▶ 実施期間 令和4年5月23日～ ※令和5年度も継続して実施中
- ▶ 回収場所 区役所・市民センターなどの公共施設の資源物回収拠点（9箇所）
- ▶ 回収対象 プラスチック製品 ※開始当初は20品目に限定。R4年10月よりすべてのプラスチック製品を回収。

【回収量の推移】 **R4年度回収量：12.4 t**



【回収品の内訳】



※サンプル抽出による組成調査

(回収品)



ハンガー



衣装ケース



CD、DVD



食品保存容器

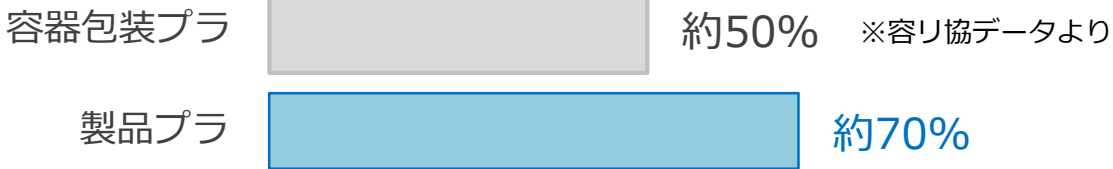


くし、歯ブラシ



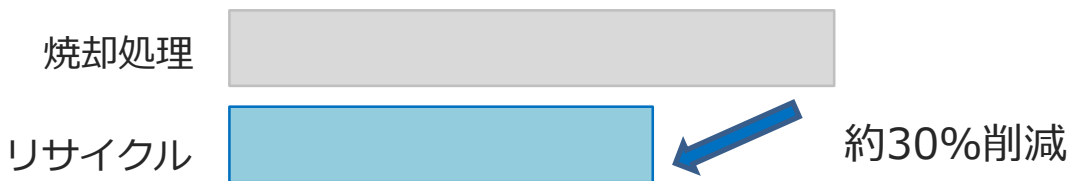
おもちゃ

【リサイクル率】



回収品の約7割が新たなプラスチック原料にリサイクルされ、容器包装のリサイクル率（約5割）に比べリサイクル率が良い。

【CO2削減効果】



焼却処理した場合と比べると、約3割のCO2削減効果。

プラスチック分別収集モデル事業について

■ プラスチック分別収集モデル事業（戸別収集）

- ▶ 実施期間 令和5年6月1日～令和5年9月1日
- ▶ 実施地区 西区愛宕浜地区（約3,600世帯）
- ▶ 回収対象 すべてのプラスチック（一括回収）
- ▶ 収集頻度 6月：月2回、7月・8月：週1回

【回収量】

モデル事業対象世帯数	3,600 世帯
モデル事業対象人口	8,600 人
回収量	20.7 t
1 人 1 日あたりの排出量	26 g/人・日

【排出時の様子】

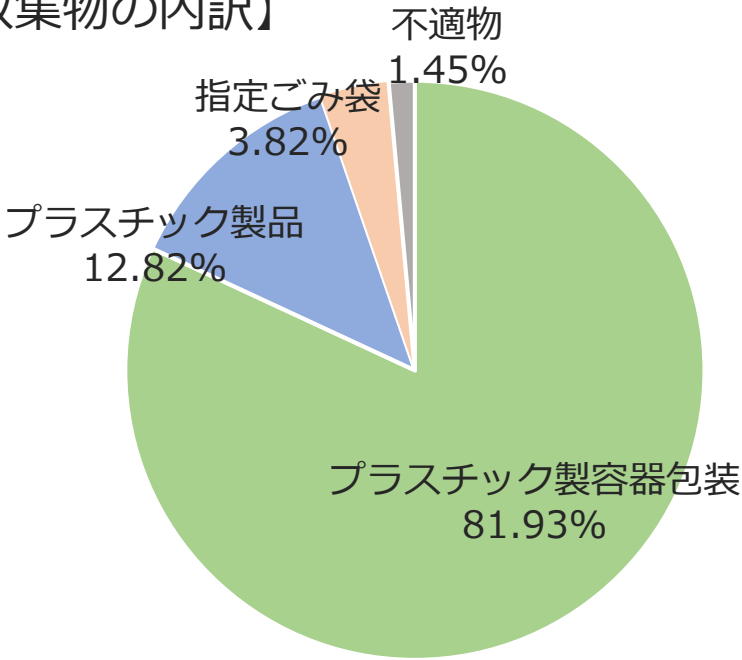


戸建住宅



集合住宅

【収集物の内訳】



※サンプル抽出による組成調査

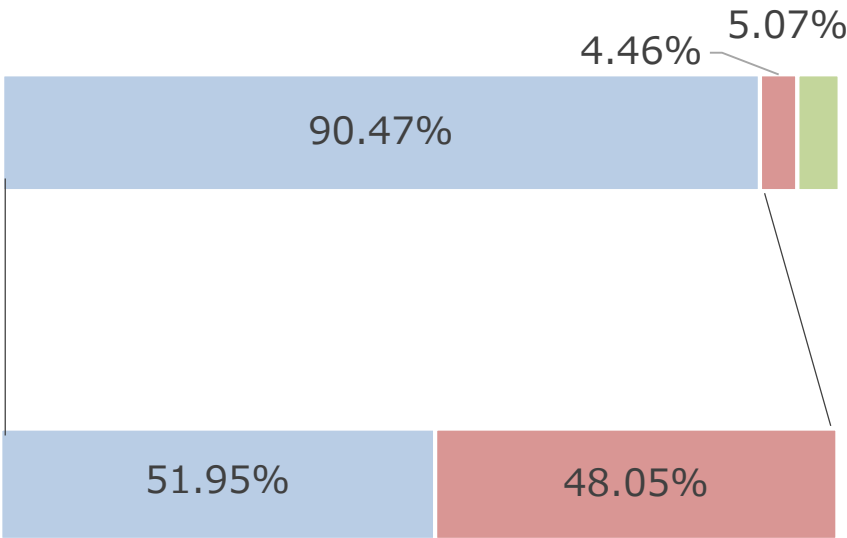
【リサイクル状況】

（中間処理）

- 分別基準適合物
- 固形燃料化
- 残渣

（再資源化処理）

- マテリアルリサイクル
- 固形燃料化



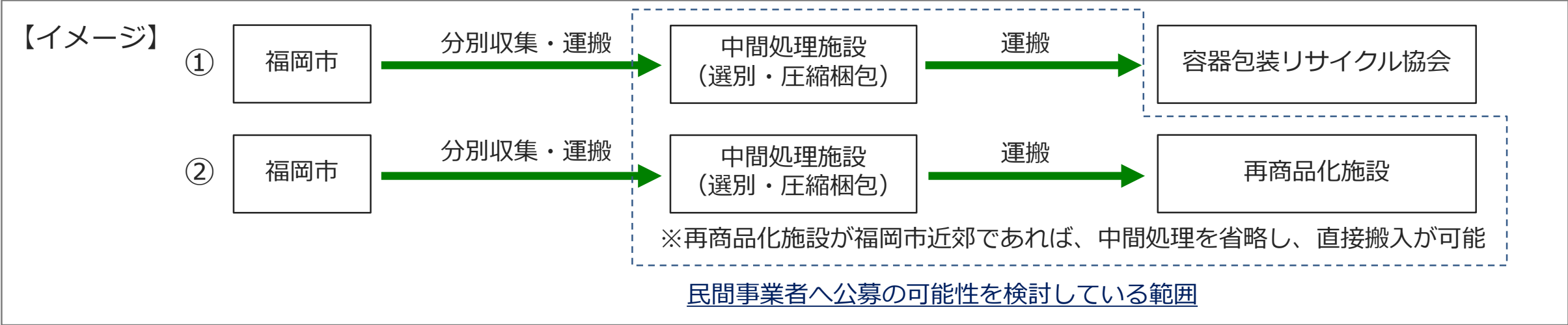
※ 8月までの処理実績

プラスチックリサイクル体制の構築に向けた検討について

■ プラスチックのリサイクル手法

▶ プラスチック資源循環促進法では、一括回収したプラスチックのリサイクル手法として以下の2つを規定。

- ① (公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する手法
- ② 国から再商品化計画の認定を受ける手法



■ 再商品化事業者へのサウンディング型市場調査

プラスチック使用製品廃棄物の中間処理や再商品化事業を実施もしくは計画しており、福岡市が民間事業者へ公募の可能性を検討している範囲に関して提案が可能な事業者に対してサウンディング調査を実施。

▶ 実施時期 令和5年5月～6月

▶ 調査項目

- ① プラスチック使用製品廃棄物の受入可能量、受入開始可能時期、受入場所
- ② 受入可能なプラスチック使用製品廃棄物の基準（不適物の混入程度等）
- ③ 受入条件（荷姿、搬入条件等）
- ④ 再商品化工程、及びその手法
- ⑤ 中間処理もしくは再商品化に要する費用（1トン当りの単価）
- ⑥ 再商品化工程における環境負荷（焼却と比較した場合の低減効果等）
- ⑦ 事業化の条件
- ⑧ その他（火災への対策等）

▶ 調査結果

いずれの手法においても、中間処理や再商品化を行う意向のある事業者を確認。

調査結果を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。